株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、平成二十一年六月二十六日開催の定時株主総会において定款を変更し、譲渡による当社株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年八月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年七月七日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

電機資材株式会社

代表取締役社長　山田　勉

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年九月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年七月七日

東京都千代田区神田淡路町二丁目三番トーセイビル

株式会社東京住宅

代表取締役　横山清一郎

限定承認公告

本籍栃木県那須塩原市豊浦北町七四番地一一七、最後の住所栃木県那須塩原市豊浦北町七四番地一一七　被相続人　亡　神津　典男

右被相続人は平成二十一年三月十八日死亡し、その相続人は平成二十一年六月十二日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月七日

東京都千代田区神田神保町二丁目八番三号

専修大学八号館一階

相続財産管理人　神津　潮美

相続財産管理人弁護士　杉山　博亮

同　笹木　緑朗

同　永田　健一

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番、最後の住所神奈川県横浜市旭区市沢町九四六番地三市沢団地二棟二三二号

被相続人　亡　阿部　宣彰

右被相続人は平成二十年十二月六日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月七日

横浜市旭区市沢町九四六番地三市沢団地二棟二三二号　相続財産管理人　阿部　梢

限定承認公告

本籍広島県呉市荘山田村五三一二番地、最後の住所広島市東区中山鏡が丘一〇番二一号

被相続人　亡　菜田　和子

右被相続人は平成二十一年三月三日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月七日

広島市東区中山西一丁目一五番四号

相続財産管理人　東元　不二

限定承認公告

本籍宮崎県都城市八幡町三四一六番地、最後の住所宮崎県都城市八幡町四街区三号

被相続人　亡　丸田　美徳

右被相続人は平成二十年十一月十日死亡し、その共同相続人は平成二十一年六月十六日宮崎家庭裁判所都城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月七日

宮崎県宮崎市宮田町一〇―二五宮田町ビル四〇二　マリンバックス法律事務所

相続財産管理人西村美和子

代理人弁護士　山崎真一朗

訂正公告

平成二十一年六月二十六日（号外第一三六号）掲載の第十四期決算公告（枠組）中、当期純利益の金額「119,588千円」とあるは、「119,558千円」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月七日

東京都新宿区揚場町一番二一号

丸紅プロテックス株式会社

代表取締役　伊勢田憲司

訂正公告

平成二十一年六月十八日（号外第一二七号）掲載の資本金の額の減少公告（枠組）中、資本金の額を「一千万円減少」とあるは「七千五百六十四万六千円減少」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月七日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

株式会社新お茶の水ファーマシー

代表取締役　菊池　順子

訂正公告

平成二十一年六月三十日（号外第一三八号）掲載の株式会社ナラカミーチェに係る第三十三期決算公告（枠組）中、「(△)当期純損失　470百万円」とあるは「(△)当期純損失　470百万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月七日

扱　店

訂正公告

平成二十一年六月三十日（号外第一三八号）掲載の株式会社紀文本店に係る第十二期決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）　(186,568)」とあるは「（うち当期純損失）　(186,568)」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月七日

扱　店

取消公告

平成二十一年六月二十九日（号外第一三七号）掲載の解散公告は取り消します。

平成二十一年七月七日

東京都杉並区西荻北二丁目二七番一三号

日本インターフォーン株式会社

代表取締役　澤谷　亮

取消公告

平成二十一年六月九日（号外第一二〇号）掲載の中央システム株式会社に係る第二十九期決算公告は取消します。

平成二十一年七月七日

東京都文京区関口二丁目三番三号

中央システム株式会社

代表取締役　二宮　政明

取消公告

平成二十一年六月三十日（号外第一三八号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告並びに第六期決算公告（枠組）中、資本金及び準備金の額の減少公告のみ取消します。

平成二十一年七月七日

岡山市北区芳賀五三〇三岡山リサーチパー

クインキュベーションセンター

株式会社日本ステントテクノロジー

代表取締役　山下　修蔵

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二	上	終りから八	対応する」	対応する学歴免許等欄の」

二〇ページ下段最終行の次に次のように加える。

別表の十四の表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

別表の十六の表規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

平成二十一年三月三十日（号外第六十四号）厚生労働省告示第百五十九号（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

（印刷誤り）

九一	下	終りから七	別表第14の1のハ及びニを削りイ及びロ、同イ及びロ
九三	〃	〃一二	イをハとし、同イを同ハとし
九四	下	終りから五	同日（同号外）厚生労働省告示第百六十号（児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）（印刷誤り）配置加算として
九七	上	〃一三	別表第3の1
			別表第3の1のイからハまで

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月七日付第一四三号一二

月四日付衆会第三六号二四

八ページ●同日付政府調達第一二三号二四ページ●六ページ●同月十日付参会第二八号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）